

# 市からの連絡帳

## 税・年金 公金収納取扱金融機関の廃止

4月1日(金)から三菱UFJ信託銀行における窓口での公金納付ができなくなります(口座振替は、今までどおりご利用できます)。

市民の皆さんにはご不便をお掛けしますが、よろしく申し上げます。  
▶会計課 ☎042-460-9850

## Yahoo! 公金支払いによるクレジットカード納付のサービス終了

3月末をもってサービスが終了となります。

市民の皆さんにはご不便をお掛けしますが、よろしく申し上げます。  
▶納税課 ☎042-460-9831  
▶保険年金課 ☎042-460-9822

## 新築住宅に対する固定資産税(家屋)の減額措置が終了します

次のいずれかに該当する住宅は、新築住宅に対する固定資産税の減額措置(2分の1減額)が令和3年度で終了となり令和4年度から本来の税額に戻ります。

- ①平成28年1月2日～翌年1月1日に新築された3階建て以上の準耐火構造または耐火構造の一般住宅
  - ②平成30年1月2日～翌年1月1日に新築された①以外の一般住宅
  - ③平成26年1月2日～翌年1月1日に新築された3階建て以上の準耐火構造または耐火構造の長期優良住宅
  - ④平成28年1月2日～翌年1月1日に新築された③以外の長期優良住宅
- ▶資産税課 ☎042-460-9830

## 令和4年度の国民年金保険料額

令和4年度(4月～令和5年3月分)の国民年金保険料額(定額)は、月額1万6,590円です。日本年金機構から4月上旬に月ごとの納付書と前納納付書(6カ月前納・1年前納)が送付されます。

納付書の種類	保険料額	割引額
1カ月	1万6,590円	—
6カ月前納 ●4月分～9月分 ●10月～令和5年3月分	9万8,730円	810円
1年前納 (4月分～令和5年3月分)	19万5,550円	3,530円
2年前納 (4月分～令和6年3月分)※	38万2,780円	1万4,540円

※令和5年度の国民年金保険料額は1万6,520円です。

※保険料額が30万円を超える場合は、コンビニでの支払い不可

申 2年前納は、3月31日(木)までに保険年金課(田無庁舎2階)、市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)へ

□納付場所 金融機関・郵便局・コンビニなど(ペイジーも利用可)

□前納納付期限 5月2日(月)

※10月～令和5年3月分(6カ月)は

10月31日(月)  
☎武蔵野年金事務所  
☎0422-56-1411(ナビダイヤル)  
▶保険年金課 ☎042-460-9825

## 子育て 義務教育就学児医療費助成制度 ～④医療証をお送りします～

現在④医療証をお持ちで、有効期間が3月末日の方(平成27年4月2日～翌年4月1日生まれ)へ、4月から使用できる④医療証を3月下旬にお送りします。

本制度の対象となる方で医療証をお持ちでない方は申請が必要です。下記へお問い合わせください。  
▶子育て支援課 ☎042-460-9840

## 福祉 令和4年度生きがい推進事業 各種講座のご案内を配布中

在住で60歳以上の方を対象に老人福祉センター・福祉会館で実施している「健康体操」「各種教室」などの予定を記載した「令和4年度生きがい推進事業各種講座のご案内」を配布しています。

場 福祉会館4館(下保谷・ひばりが丘・富士町・新町)・老人福祉センター・住吉老人福祉センター  
☎社会福祉協議会 ☎042-497-5136  
▶高齢者支援課 ☎042-420-2811

## 高齢者生活状況調査の 個人結果票をお送りします

令和3年度高齢者生活状況調査にご回答いただきありがとうございました。調査票を期間内にご提出していただいた方へ、ご回答内容に基づき作成した「個人結果票」を3月中旬にお送りします。

ご一読いただき、介護予防や健康的な生活の維持・向上にお役立てください。  
▶高齢者支援課 ☎042-420-2811

## 暮らし 自転車駐車場の利用料助成

在住で通勤・通学のために市内の有料自転車駐車場((公財)自転車駐車場整備センターが管理・運営)を月極で利用する方のうち、次のいずれかに該当する方には月額利用料の全部または一部を助成します。

- 対象と助成額
- ①身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方…全額
- ②生活保護受給世帯の方…全額
- ③市の児童育成手当受給世帯の方(障害手当のみを受けている方を除く)…800円
- ④60歳以上で住民税が非課税の方…800円
- ⑤学校(各種学校)・専修学校などに在学する方…200～500円

※⑤は駐車場により助成(割引)額が異なります。

※田無駅北口第1・2および南口自転車駐車場は、2階以上での契約となります。

□受付窓口  
●交通課(保谷東分庁舎)  
●市民相談室(田無庁舎2階)

※⑤は利用希望の自転車駐車場管理室  
▶交通課 ☎042-438-4057  
市 ☎042-438-4057

## 選挙 3月1日現在の選挙人名簿 登録者数(定時登録)などが確定

□登録者数 男性:8万2,769人、女性:8万9,192人、計:17万1,961人  
前回の選挙時登録者数と比較すると、男性:49人減、女性:32人増、計:17人減少しています。  
□今回の定時登録の要件  
①日本国民  
②平成16年3月2日以前に出生  
③3月1日現在、引き続き3カ月以上居住している(他市区町村から転入した場合は、12月1日までに本市の

住民基本台帳に記載)または、11月1日以降の転出で、転出前に3カ月以上居住していた  
□在外選挙人名簿登録者数 男性:93人、女性:111人、計:204人  
□今回の在外選挙人名簿登録などの要件  
①日本国民  
②登録申請時に満18歳以上  
③在外選挙人名簿に登録されていない  
④国外に住所を有し、次のいずれかに該当する  
●その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある  
●本市の選挙人名簿に登録されており、出国前に海外への転出届および在外選挙人名簿登録移転申請をしている  
▶選挙管理委員会事務局 ☎042-420-2801

## パブリックコメント [検討結果] 寄せられた意見の概要や市の検討結果をお知らせします

下記の一覧表は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見を要約し、市の考え方をまとめたものです。全文は、情報公開コーナー(田無庁舎5階)・市 ☎ でご覧になれます。

<b>事案名</b> 西東京市国土強靱化地域計画(素案) ▶危機管理課 ☎042-438-4010
<b>【公表日】</b> 3月15日(火) <b>【募集期間】</b> 令和3年12月1日～令和4年1月4日 <b>【意見件数】</b> 0件(0人)
ご意見はありませんでした。

## 固定資産税の減額 ▶資産税課 ☎042-460-9830

一定の要件を満たす改修工事を行った家屋について、工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を減額します(都市計画税を除く)。

**住宅耐震改修工事**

□減額分 2分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2)※住宅面積120㎡<sup>※c</sup>

□減額要件 ●昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●1戸当たりの工事費用が50万円超

□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し ④長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類  
※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

**住宅のバリアフリー改修**

□減額分 3分の1(住宅面積100㎡<sup>※c</sup>)

□減額要件 ●新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ●改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工事明細書・現場の写真など)と工事費用の領収書の写し ③納税

**住宅の省エネ改修**

□減額分 3分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡<sup>※c</sup>

□減額要件 ●平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 ※2)を行う ●工事後3カ月以内に資産税課へ申告する ●改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ●1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ●現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票 ⑤長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)